

前文

第一章 総則

第1条 目的

土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用に関し、基本理念を定め、土地所有者等、県、県民の責務や市町村等との連携及び協力について明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、**地域経済の持続的な発展及び県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会**を実現

第2条 定義

第3条 基本理念

土地の所在する地域の諸条件に応じて、以下のことが実現されなければならない。

- ① **適正な管理**：周辺住民の生命、身体及び財産への危害の発生並びに周辺地域の生活環境等への悪影響の発生を防止
- ② **合理的な利用**：地域の価値の維持及び向上、地域経済の持続的な発展や県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資するよう、地域の諸条件に応じて、土地の効用を持続的に発揮
- ③ **より効果的な利用**：土地のより高い効用の発揮が見込まれる場合に、若者の雇用やにぎわいの創出等を通じて地域の持続的な発展を実現するため、土地所有者等及び近隣住民等の協力の下、土地の効用を更に発揮

第4条 公共の福祉との適合

第5条 土地所有者等の責務

- ・土地の適正な管理を行う責務を有する。
- ・土地に関する権利関係及び土地の所有権の境界の明確化に努めなければならない。
- ・土地の合理的な利用を行うよう努めなければならない。
- ・県及び市町村が実施する土地の適正な管理等を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

第6条 県の責務

- ・土地の適正な管理等を実現するための施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を有する。
- ・土地所有者等による適正な管理及び土地の合理的な利用の責務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、土地所有者等による責務の遂行が困難な場合には、近隣住民等による当該責務の遂行を補完する取組を推進するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・土地のより高い効用の発揮が見込まれるときは、地域の持続的な発展を実現するため、土地のより効果的な利用に必要な措置を講ずるものとする。

第7条 県民等の責務

第8条 市町村及び関係機関等との連携及び協力

第二章 基本的施策

第9条 土地の適正な管理等の実現

- ・土地の適正な管理等を実現するため、市町村及び関係機関等と連携及び協力し、宅地、農用地、森林その他の土地の区分に応じた管理水準についての県民等への周知、土地所有者等や近隣住民等に対する相談体制及び支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・土地の合理的な利用を実現するため、市町村及び関係機関等と連携及び協力し、宅地、農用地、森林その他の土地の区分に応じた生産性の向上に資する取組等に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・県は、土地の効用を更に発揮する、土地のより効果的な利用を実現するため、土地の利用に係る計画の策定及び実施の仕組みの構築、当該仕組みの普及促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第10条 相談体制及び支援体制の整備

- ・市町村等による土地所有者等及び近隣住民等からの相談に応じる体制の整備を促進
- ・土地所有者等及び近隣住民等に対する包括的かつ継続的な支援を行う体制を整備

第11条 土地利用等地域計画の策定

- ・県が市街化区域の編入を行う場合には土地利用等地域計画を策定
- ・市町村が土地利用等地域計画を策定する場合、県は支援（ボトムアップ型まちづくり）

第12条 土地の適正な管理等に関する情報の収集等

第13条 県民等の理解の増進

第14条 人材の確保及び育成

第三章 その他の措置

第15条 土地の適正な管理等に関する実施方針

第16条 市町村に対する支援

第17条 施策の効果の検証等

第18条 財政上の措置

附則

施行期日 令和5年4月1日